

令和3年1月一部改正

稲沢市工場緑化ガイドライン

平成31年4月

稲 沢 市

はじめに

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるように導き、その結果、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

工場立地による敷地内の緑化は、工場と周辺地域との緩衝機能だけではなく、周辺地域の人々に潤いを与え、そこで働く従業員がリフレッシュできる就業環境や生産性の向上に繋がっています。また、緑地は、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、更に端整に管理がされた緑地は企業イメージの向上にも寄与すると考えられます。

稲沢市においては、「稲沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、本市の特徴である木曾川の自然環境や植木畑等の生産の緑、公園、緑地等の地域資源を最大限に活用しつつ、市民、事業者、行政の協働による緑豊かなまちづくりを念頭に、緑化の推進に努めています。

こうした当市の特徴も踏まえ、企業の活性化、新規企業の誘致、税収の確保、市民の雇用機会の創出及び拡大を図るため、平成31年4月に「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく稲沢市の準則を定める条例」（以下「稲沢市準則条例」といいます。）を改正し、緑地率等を緩和しました。この条例の改正により、既存工場の建て替えや増築が、従前に比べ容易になり、企業の発展と企業誘致に繋がると考えています。

今回、稲沢市準則条例の改正に併せ、稲沢市工場緑化ガイドラインを策定しました。工場立地と周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることで、更なる企業の発展を促進していきたいと考えています。企業の皆様には御理解と御協力をお願いいたします。

平成31年4月

稲沢市経済環境部企業立地推進課

特定工場の新設・増設等の届出

工場立地法では、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われるように、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地に対する割合を定め、一定規模以上の工場等を新設又は変更する際に、事前に届け出ることが義務付けられています。

対象となる工場等は、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業に係る工場又は事業場（以下「特定工場」といいます。）です。

○国が定める特定工場の敷地面積に対する緑地及び緑地を含む環境施設の面積割合

緑地⇒20%以上	}	環境施設
緑地又は緑地以外の環境施設⇒5%以上		25%以上

※環境施設の例：噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、
教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設

稲沢市準則条例の内容

稲沢市では、市内企業の活性化、企業誘致、税収確保、市民の雇用機会の創出及び拡大を図るため、稲沢市準則条例を改正し、特定工場の新設や増設の際に設置が必要な緑地等の規制区域を拡大し緑地率等を緩和しました。

■改正前

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
平和工業団地	10%以上	15%以上	25%以内



■改正後

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
準工業地域	10%以上	15%以上	50%以内
工業・工業専用地域 市街化調整区域	5%以上	10%以上	50%以内

重複緑地：建築物の屋上、壁面に設置された緑地や駐車場緑地等他の施設と重なって設置される緑地をいいます。（屋上緑化、駐車場緑化等）

重複緑地算入率：他の施設と重複している緑地を緑地面積に算入できる割合

工場緑化ガイドライン

1 ガイドライン適用対象者

このガイドラインの対象は、市内で操業する特定工場のうち、稲沢市準則条例で緩和する区域に規定されている「準工業地域」、「工業地域」、「工業専用地域」及び「市街化調整区域」に立地するものとします。ただし、既に工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に基づき、最低限設置することが必要な緑地及び環境施設の面積を整備している事業者については、対象としません。

2 工場周辺への緩衝効果を高める配置

敷地周辺部へ緑地を配置することで、周辺環境への影響を緩和し、災害時の被害の広がりを抑制するとともに、工場周辺への心理的な圧迫感を緩和させます。

(1) 緑地は、支障のない範囲で工場敷地周辺部に配置してください。

3 周辺環境との調和と視覚的な緑量の確保

面的な緑地の確保と同時に量的、質的な確保も重要と考えます。緑のボリュームを確保し、視覚的な緑量を向上させる緑地の整備に努めてください。

(1) 緑地は、地域の環境や景観に合うよう整備に努めてください。隣接する住宅や農地等土地利用の状況に応じて、緑地の機能、植栽の配置、樹種選定に工夫した配植計画としてください。例えば、落葉樹の場合、強風等により、周辺に落ち葉等が散乱することもあるため、配置場所や風向き等を考慮することが必要です。

(2) 緑地面積（敷地面積に稲沢市準則条例第3条で定める緑地面積率を乗じて得た最低限設置することが必要な緑地面積）の1／2以上を、次に掲げる基準を満たす樹林地として整備してください。

- ・ 樹林地全体で、1㎡当たり高木を0.05本以上及び低木を4本以上として整備してください。ただし、高木1本を中木3本に、樹高5m以上の高木1本を高木2本に代えることができます。

- ・ このガイドラインにおける樹木の定義

- 高木・・・樹高3m以上の樹木

- 中木・・・樹高1.5m以上の樹木

- 低木・・・樹高0.3m以上の樹木

- ・ 地上部(敷地のうち建築物を除いた部分)に設けてください。

4 雨水流出抑制対策

雨水が短時間に集中して水路や河川に流れ出ないように、流出抑制に努めてください（開発規模や流域に応じた規準等があります）。また、既存の緑地等を生産施設等に変更する場合は、雨水流出量を抑制するため、雨水浸透施設や雨水調整池の整備等の対策を講じてください。

5 地域への貢献

緑地を整備するに当たり、植木・苗木の生産地である稲沢市の地場産業の振興に寄与するよう努めてください。

- (1) 樹木は、市内で生産又は市内の事業者が取扱う植木・苗木の活用をお願いします。
- (2) 緑地の整備及び維持管理は、市内の事業者の活用をお願いします。

6 事業計画書の提出

特定工場の新設や変更を行う場合は、工場立地法の規定に基づく「特定工場新設（変更）届出書」の提出が必要となります。その際に「工場緑化等の事業計画書」を併せて提出してください。

7 適用日

このガイドラインは、平成31年4月1日から適用します。

このガイドラインは、令和3年1月12日から適用します。